○九州地方整備局告示第二百二十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十二月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月二十日　九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二百十号　久留米市田主丸町田主丸字出町内畑七二七番五から同市田主丸町田主丸字西内畑六一八番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年十二月二十四日

○九州地方整備局告示第二百二十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十二月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月二十日　九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百九十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
長崎県北松浦郡佐々町口石免字川久保一五二九番一から同町口石免字駄路一五七一番一まで	前	二九・九〇～四二・三〇メートル	〇・四八〇キロメートル
	後	二〇・三〇～二九・〇〇メートル	〇・四八〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所

○北海道開発局告示第百四十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十二月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月二十日　北海道開発局長　驛田　和宏

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三十七号及び二百三十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道虻田郡豊浦町字高岡八一番一地先から同町字浜町六〇番一地先まで	前	七・〇〇～一七・〇メートル	〇・八四〇キロメートル
	後	九・七〇～六〇・一メートル	〇・〇八四キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

二(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百七十六号及び四百五十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
伊達市大滝区清陵町一五番一から同市大滝区清陵町一三番一まで	前	二五・七五～三八・九一メートル	〇・〇九六キロメートル
	後	二五・七五～四一・七五メートル	〇・〇九六キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

○北海道開発局告示第百四十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年十二月二十日

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二百十一号　札幌市中央区大通東四丁目一五番七から同市中央区北一条東四丁目八番一まで　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

北海道開発局及び同局札幌開発建設部

北海道開発局及び同局留萌開発建設部

北海道開発局及び同局帯広開発建設部

官庁報告

官庁事項

関東地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成25年12月20日

関東地方整備局長　深澤　淳志

道路の種類	路線名	区間
一般国道	15号	東京都大田区南蒲田一丁目11番35から同区南蒲田一丁目37番1までの下り線
一般国道	15号	東京都大田区南蒲田一丁目37番1から同区南蒲田二丁目9番2までの上下線

中国地方整備局公示

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。

平成25年12月20日

中国地方整備局長　栗田　悟

1　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道9号中山名和道路及び名和淀江道路	東伯郡琴浦町大字梅田字中峯343番1から西伯郡大山町名和字東八重谷896番9

2　指定する期日　平成25年12月21日

3　通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①走行位置の指定

②後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため縦寸法0.12メートル以上、横寸法0.12メートル以上、（又は縦寸法0.23メートル以上、横寸法0.12メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

③道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を下記のとおり指定する。

平成25年12月20日

中国地方整備局長　栗田　悟

1　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道9号中山名和道路及び名和淀江道路	東伯郡琴浦町大字梅田字中峯343番1から西伯郡大山町名和字東八重谷896番9

2　指定する期日　平成25年12月21日

北海道虻田郡豊浦町字高岡八一番一地先から同町字浜町六〇番一地先まで

北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

二百三十号　札幌市中央区南九条西一〇丁目一二七四番一九から同市中央区南一一条西一〇丁目一二六三番六まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）

北海道開発局及び同局札幌開発建設部

二百三十二号　北海道苫前郡初山別村字初山別二九二番四から同村字初山別二六七番一まで

北海道開発局及び同局留萌開発建設部

二百三十六号　北海道河西郡更別村字更別南一線九八番七七地内

北海道開発局及び同局帯広開発建設部

供用開始の期日　平成二十五年十二月二十日